

社会教育法 (抄)

第3章 社会教育関係団体 (審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあつては文部科学大臣が審議会等で政令で定めるものの、地方公共団体にあつては教育委員会が社会教育委員の会議の意見を聴いて行わなければならない。

第4章 社会教育委員 (社会教育委員の設置)

第15条 都道府県及び市町村に社会教育委員を置くことができる。

2 社会教育委員は、教育委員会が委嘱する。

(社会教育委員の職務)

第17条 社会教育委員は、社会教育に関し教育長を経て教育委員会に助言するため、左の職務を行う。

一 社会教育に関する諸計画を立案すること。

二 定時又は臨時に会議を開き、教育委員会の諮問に応じ、これに対して、意見を述べること。

三 前二号の職務を行うために必要な研究調査を行うこと。

2 社会教育委員は、教育委員会の会議に出席して社会教育に関し意見を述べることができる。

3 (略)

(社会教育委員の委嘱の基準等)

第18条 社会教育委員の委嘱の基準、定数及び任期その他社会教育委員に関し必要な事項は、当該地方公共団体の条例で定める。この場合において、社会教育委員の委嘱の基準については、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。

熊本県社会教育委員条例

(平成 26 年 3 月 24 日条例第 34 号)

熊本県社会教育委員設置条例(昭和 24 年熊本県条例第 55 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 社会教育法(昭和 24 年法律第 207 号)第 15 条第 1 項の規定に基づき、熊本県社会教育委員(以下「委員」という。)を置く。

(委嘱の基準)

第 2 条 委員の委嘱の基準は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から委嘱することとする。

(定数)

第 3 条 委員の定数は、20 人以内とする。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委任)

第 5 条 この条例に定めるもののほか、委員に関し必要な事項は、教育委員会が定める。

附 則

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

2 この条例の施行の際現に改正前の熊本県社会教育委員設置条例第 1 条の社会教育委員(以下「従前の社会教育委員」という。)である者は、この条例の施行の日に、委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、改正後の熊本県社会教育委員条例第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、同日における従前の社会教育委員の任期の残任期間と同一の期間とする。

熊本県社会教育委員会会議運営要領

平成27年6月8日

1 会議の呼称

熊本県社会教育委員（以下「委員」という。）を招集して執り行う会議を熊本県社会教育委員会会議（以下「会議」という。）と称する。

2 要領制定の趣旨

会議運営の円滑、及び協議の効率性確保を図るため本要領を制定する。

3 会議の成立

会議は、委員の3分の2以上の出席をもって成立するものとする。

ただし、事前に委任状を提出した委員については、出席したのものとして取扱うものとする。

4 座長の設置及び会議の進行等

(1) 会議に、座長1名を置く。

(2) 座長は、会議の進行を行う。

(3) 座長は、出席委員の半数以上の同意を得て、会議の意見を決定し、又は協議・報告等の内容を調整することができるものとする。

(4) 座長は、出席委員の半数以上の同意を得て、会議の進行を行う副座長を指名することができるものとする。

(5) 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるときは、座長に代わり会議の進行を行う。

5 座長の選出

座長は、次のいずれかの会議において、委員の互選によって選出する。

(1) 座長であった委員の任期終了後、初めて開催される会議。

(2) 座長である委員が座長の退任を申し出た後、初めて開催される会議。

6 事務局

委員会の事務局を、熊本県教育庁教育総務局社会教育課内に置く。

7 その他

その他、必要な事項は別に定める。

付則

この要領は、平成27年6月9日から施行する。